特定投資家制度の期限日について

金融商品取引法における特定投資家制度では、「一般投資家」から「特定投資家」に移行した場合には、「特定投資家」として取扱われる期間に期限が設けられており、その期限の末日（期限日といいます）は、「一般投資家」から「特定投資家」への移行を承諾した日から起算して 1 年以内で、各金融商品取引業者が任意に定めることが認められています。
当社では、特定投資家制度の期限日を毎年 6 月 30 日（休日の場合を含みます）といたします。

なお、「特定投資家」から「一般投資家」へ移行された場合の期間に期限はありません。

令和 8 年 11 月 18 日
株式会社 Post Lintel Investment Management